

令和3年度新宿区外部評価委員会 第3回会議概要

<開催日>

令和3年10月21日（木）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（15名）

星卓志、山口道昭、山本卓、上野麻美、君島淳二、板本由恵、大西秀明、的場美規子、松井千輝、前田香織、鱒沢信子、桐山早苗、藤川裕子、松永健、安井潤一郎

区職員（3名）

廣井副参事（特命担当）、明田主任、原田主任

<開会>

【会長】

皆さん、こんにちは。お久しぶりでございます。

ただいまから、令和3年度第3回新宿区外部評価委員会を開催いたします。

本日の委員会の議題は、評価の取りまとめということになります。

では、議事に入る前に、配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

事務局です。本日もよろしくお願ひいたします。

配付資料の確認ですが、はじめに次第です。2つ目の参考資料1で、外部評価取りまとめ（案）です。こちらは、各部会でまとめていただいた評価結果で、第1部会から第3部会までそれぞれ入っております。

続きまして、参考資料2ですが、こちらは皆様にメールでもお送りさせていただきましたが、来年度取り組んでいただく候補となる施策の一覧で、第二次実行計画事業一覧でございます。

最後ですが、令和3年度の内部評価実施結果でございます。本日は抜粋版をお配りさせていただいております。これは、新宿区のホームページでも公開されているもので、全体で400ページを超える資料となるため、今回は施策評価で、皆様に評価いただいたところに関する頭の部分を抜粋し、お配りさせていただいております。

配付資料については以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、この外部評価取りまとめ（案）を基にして、部会でそれぞれおまとめいただいたことですが、委員会としてまとめていくということに入っていきたいと思います。

各部会での個別施策と計画事業に対する評価と経常事業の取組状況に対する意見について、その理由を含めて、委員会全体で確認するということになります。

第1部会から順番に、施策評価、計画事業評価、経常事業取組状況の評価結果の報告をしていただくという形で進めていきたいと思います。

では、まず第1部会の取りまとめ（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

それでは、始めさせていただきます。

新宿区総合計画の104ページをご覧ください。

こちらは、第1部会の評価対象の施策で、Ⅲ－8の「地球温暖化対策の推進」です。

まず初めに、個別施策Ⅲ－8の概要についてご説明させていただきます。

本施策につきましては、2つの計画事業、枝事業を含む事業数は4事業と5つの経常事業で構成されております。

「めざすまちの姿・状態」といたしましては、区内に暮らし、または活動している全ての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきますというもので、施策の方向性といたしまして、2つの柱とするものが、地球温暖化対策の推進と、環境学習・環境教育の推進というものです。

続きまして、個別施策を構成する計画事業についてご説明させていただきます。

皆様のお手元でございます外部評価取りまとめ（案）の4ページと、併せて内部評価実施結果の34ページをご覧ください。

82の①の「地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）」についてです。

事業概要といたしましては、区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図ることを目的としている事業ですが、みどりのカーテン普及ですとか、省エネルギー機器の導入助成などを行っている事業で、また家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図るといった事業です。

こちらの事業の令和2年度の実績といたしましては、みどりのカーテン普及事業では、例年苗の配布を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止といたしまして、代わりに申込み者に対して苗を郵送しました。省エネルギー・新エネルギー機器の設置助成では、集合住宅共用部のLED補助ですとか蓄電池システムを予定より件数を増やして対応しました。また新宿エコ隊普及事業では、例年イベントで登録者を募集する活動を行っておりましたが、中止となり、前年度と比較して17人増というような結果となっております。これらの取組により、内部評価としては「計画どおり」と評価しております。

続きまして、外部評価についてご説明させていただきます。

お手元の資料の外部評価取りまとめの4ページご覧ください。

まず、評価欄でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず事業の一部が実施できなかったものもあったが、みどりのカーテン普及事業においてはゴーヤの苗の配布から種の郵送に切り替えるなどの実施手法の工夫や、新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成においては補助件数の見直しなど、柔軟に対応したことから、全体として「計画どおり」と評価するとしていただいております。

こちらの事業の今後の取組の方向性に対する意見ですが、区民の意識啓発を目的としている事業だが、子どもを含めた区民に地球温暖化対策の重要性を認識してもらう必要がある。みどりのカーテン普及事業、新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成及び新宿エコ隊普及事業の3つの事業とも、助成や登録にとどまらず省エネルギー活動に結びついていることを確認しながら進める必要がある。今後も、区民の意識啓発につながるような効果のある方法を模索し、取組を進めてほしいというご意見をいただいております。

また、その他の意見・感想ですが、地球温暖化対策の重要性を効果的に認識してもらうため、今後も区民の省エネルギー意識を啓発する継続した取組を期待するというご意見をいただいております。

続きまして、計画事業82の②「地球温暖化対策の推進（事業者省エネルギー行動の促進）」についてご説明させていただきます。

外部評価取りまとめ（案）の5ページと、内部評価実施結果の36ページを併せてご覧ください。

はじめに、事業概要ですが、こちらの事業は、中小事業者の省エネルギー行動を促進、支援する事業で、事業部門の温暖化対策を推進する事業です。

こちらの令和2年度の実績ですが、中小事業者省エネルギー対策支援（省エネ診断）の実施では、区が専門家を派遣し省エネアドバイスを実施するもので10件の実績となり、事業者向けLED照明設置補助では、省エネ診断を行ったものを対象としておりますが、9件の実績がありました。また、環境マネジメント導入支援では、ISO14001等の5つの制度を対象としておりますが、実績がありませんでした。

内部評価としては、これらの取組により、「計画どおり」と評価しております。

続きまして、外部評価についてご説明させていただきます。

取りまとめ（案）の5ページをご覧ください。

まず、評価でございますが、環境マネジメントシステム導入支援の実績はなかったものの、中小事業者省エネルギー対策支援事業や事業者向けLED照明設置補助事業に取り組んでおり、目に見える形で事業者の省エネルギー行動を促進したため、「計画どおり」と評価するとしていただいております。

ただし、中小事業者省エネルギー対策支援の実施件数は、目標を達成しているが、区内に存在する中小事業者の数等を比較して10件はいささか少ないように感じる。

また、環境マネジメントシステムの導入支援は実績0件であったが、事業者ニーズにマッチ

していない点も懸念される。引き続き、こうした課題があることを認識し、中小事業者に経営環境を促す事業としてのさらなる取組に期待するとし、「計画どおり」と評価いただいております。

次に、今後の取組の方向性に対する意見ですが、中小事業者の省エネ行動をさらに促進する上で、事業者ニーズをくみ取り、課題の把握をすることが極めて重要である。

省エネ診断の受診が、LED照明設置補助の要件になっていることが事業者のニーズに合致しているかの検証や、環境マネジメントシステム導入支援の実績がない要因分析などにより、様々な工夫をさらに考える必要があるのではないかと。

新宿区内には、多くの多様な中小事業所、商業施設等が存在するため、現在取り組んでいる事業に限らず、どのような取組が適切かについて幅広く検討することを期待するというご意見をいただいております。

続きまして、82の③「地球温暖化対策の推進（区が取り組む地球温暖化対策の推進）」についてご説明をさせていただきます。

外部評価取りまとめ（案）の6ページと、内部評価実施結果報告の38ページを併せてご覧ください。

はじめに、事業概要です。伊那、沼田、あきる野の「新宿の森」で森林整備を行うので、新宿区が排出するCO₂を相殺するカーボン・オフセット事業で、併せて「新宿の森」での自然体験を実施し、環境保全意識の向上を図るものです。

こちらの事業の令和2年度の実績でございますが、「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業ですが、伊那が主に間伐、沼田とあきる野が主に植林を行ったこと、また、あきる野では基本協定の更新を行ったこと、「新宿の森」での自然体験の実施については中止となりましたが、環境に配慮した電力調達切替えでは、環境学習情報センターで8月から再生可能エネルギー100%の電力への切替え実施を実施したというところで、CO₂排出量の削減に努めました。

これらの取組により、内部評価としては「計画どおり」となっております。

続きまして、外部評価です。

まず、評価の部分ですが、「新宿の森」での森林整備によるカーボン・オフセット事業におけるCO₂削減量が年々減少している。整備地の状況によるところが大きいものの、環境教育や間伐材の利用など、副次的な意義は大きいものと思われる。また、環境に配慮した電力調達として、当初予定していなかった水力発電による新たな電力調達は高く評価でき、事業全体としては「計画どおり」と評価するとしていただいております。

次に、今後の取組の方向性に対する意見ですが、「新宿の森」での自然体験は、カーボン・オフセット事業と表裏一体としての面もあるため、新型コロナウイルスの影響で中止とするだけでなく、例えば現地に行くことが困難な障害のある方を含めて、どのような体験をしてもらえば区民の意識を深めることができるのか、工夫し取り組む必要があるのではないかと。

環境に配慮した電力調達への切替えは、高く評価できる取組であるため、今後さらに進めて

ほしいというご意見をいただいております。

次に、その他意見・感想ですが、カーボン・オフセットを広い意味で捉えれば、新宿区都市マスタープランに位置づけられた新宿区内の「7つの都市の森」、保護樹木、屋上緑化、街路樹や公園等の整備等を含めて、緑をもっと増やしていくことも必要ではないかといったご意見をいただいております。

続きまして、計画事業の83番「環境学習・環境教育の推進」についてです。

外部評価取りまとめ（案）の7ページと、内部評価実施結果の40ページを併せてご覧ください。

まず、事業概要といたしましては、区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、実践的な行動に結びつけられるよう、環境学習情報センターを核とした普及啓発や、学校における環境教育の推進を行っている事業です。

こちらの令和2年度の実績ですが、環境絵画展・環境日記展において、区内の小学生を対象として実施しておりますが、シンポジウムを開催したこと、またエコリーダー養成講座については目標10名に対して17名修了、「エコにトライ（夏休みこどもエコ講座）」については、4本のオンライン動画の発信、環境学習発表会については中止となりましたが、6校で学習成果をホームページで発表し、これらの取組により、内部評価としては「計画どおり」と評価しております。

続きまして、外部評価についてです。

7ページをご覧ください。

まず、評価の部分です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習発表会は中止となったが、環境絵画展・環境日記展やエコリーダー養成講座、「エコにトライ（夏休みこどもエコ講座）」については、参加人数を限定するなど実施手法を見直し、事業を展開していることから、「計画どおり」と評価するとしていただいております。

次に、今後の取組の方向性に対する意見ですが、エコリーダー養成講座については、6回の講座で養成するには回数や期間が不足していると思われるため、一時的な学びで終了するのではなく、知識の充実や活動の継続性の観点から、フォローアップ講座等の充実が必要ではないかのご意見をいただいております。

環境教育の面では、新型コロナウイルス感染症の影響があった一方で、遠隔授業やタブレット端末の配付などに、遠隔での情報提供や教育活動が可能となったため、所管の部署と連携して有効に活用することを期待するというご意見をいただいております。

以上で計画事業についてのご説明が終わりまして、続きまして、この個別施策を構成する経常事業のうち、外部評価意見を付した事業についてご説明させていただきたいと思っております。

外部評価取りまとめ（案）の8ページと、内部評価実施結果報告の42ページをご覧ください。はじめに、経常事業501番、「環境基本計画の推進」です。

事業概要ですが、新宿区環境基本計画を推進します。また、この計画の進捗状況を把握する

ツールとして、環境白書を発行し、環境施策を広く公表していきますというものです。外部評価のご意見としては、環境白書は分かりやすく内容も充実しているが、存在を知らない区民が多いのではないかと。啓発活動として、各地域センターや区内の各施設など、配布を進めるとともに、皆が手に取りやすいものとして、概要版などを作成し、小・中学校や各家庭に配布するなどしてはどうかというご意見をいただいております。

次に、502番の「環境マネジメントシステムの推進」についてです。

事業概要ですが、環境マネジメントシステムにより継続的に環境改善を進め、エネルギー使用量削減、温室効果ガスの排出量削減に向けて、全庁を挙げて取り組みますというものです。外部評価のご意見としては、区独自の環境マネジメント方針は評価できるものであり、対外的にさらに周知すべきではないかと。また、環境マネジメントシステム導入支援の対象にするなど、民間への導入も検討すべきではないかとというご意見をいただいております。

続きまして、503番の「エコライフ推進員の活動」についてです。

事業概要ですが、地域の環境保全活動の中心的存在として役割を担うエコライフ推進員を区長が委嘱し、協議会等を開催するとともに、分科会ごとに各分野に関する調査・研修を行いますというものです。外部評価のご意見としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、エコライフ推進員の主な普及活動の場であるイベント中止が続いているため、オンラインも含めて、いろいろな活動方法を模索し、事業展開をしてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、経常事業の504番の「環境学習情報センターの管理運営費」についてです。

事業概要ですが、環境問題に取り組む区民や団体、事業者の活動の場の提供など、環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点として、環境学習情報センターの管理運営を行いますというものです。外部評価のご意見としては、環境学習情報センターは立地もよく、利用価値がある施設である。今後も活動の拠点として、各事業について引き続き工夫し、取組を進めていってほしいというご意見をいただいております。

続きまして、これらの事業の総括ということで、個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」の評価についてご説明させていただきます。

外部評価取りまとめ（案）の2ページ、また内部評価実施結果報告の33ページを併せてご覧ください。

まず、総合評価と内部評価の部分でございますが、「めざすまちの姿」の実現に向けて、本施策における各事業を通じて、各主体が地球温暖化対策の推進を的確かつ効率的に進めることができているということで、「おおむね順調に進んでいる」と評価しております。

続きまして、外部評価についてご説明させていただきます。

外部評価の2ページをご覧くださいと思います。

まず、総合評価です。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、区はゼロカーボンシティ表明をしており、本施策において計画されている取組については、個々の事業の総体として新型コロナウイルス感染症の影響のためにやむを得ず実施できなかったものを除きおおむね実施され、CO₂の排出削減も予定どおり進んでいることから、「おおむね順調に進んでいる」と

評価する。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止とするだけでなく、実施手法を工夫し、次の展開を考えてほしいといただいております。

次に、今後の取組の方向性に対する意見ですが、昨今の水害など、災害が地球温暖化に起因すると強く指摘される中で、ゼロカーボンシティの実現に向け、施策全体として大きな変革のときである。全体像を明確にした計画を策定し、施策体系を分かりやすく再構築するとともに、区民や事業者に対して周知を強化し、その上で、区としてゼロカーボンシティの実現に向けた必要な事業の実施や既存事業の手法の見直しを行ってほしいというご意見をいただいております。

また、その他意見・感想ですが、ゼロカーボンシティの実現に向けて、区民は何を知らなければならないのか、どのように取り組んでいけばよいのか、明確なメッセージとして発信してはどうかというご意見をいただいております。

大変長くなりましたが、第1部会の内部評価の取りまとめ結果のご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

私から補足をしますと、今の2ページのところなんですけど、今ずっと見てきたように、事業を実施するという意味では、コロナでできなかったことはもちろん、それはやむを得ないのですが、その他は予定どおりもうできているということで、「計画どおり」とか「おおむね順調」ということにしています。より重要なのは、今後の取組の方向性に対する意見のところに書いていることでして、その例の2050年カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティにしていこうという非常に高いハードルの目標を区としても掲げたと。それに向けてどうしていくのかというのがやはり今後の話としては非常に重要で、相当ダイナミックな施策展開、あるいは体系化ということが求められて、今までやってきたことをそのまま継続ということでは到底実現できないので、そのことを強く意識した意見をここには書いています。というのが、ポイントとしてご理解いただければと思います。

それと、私が今言うのは非常に申し訳ないのですが、この2ページの一番上の1行と「2050年カーボンニュートラルの実現に向け、区はゼロカーボンシティ表明をしております、」というのは、ここに書く必要はおそらくなくて、今後の話なので、むしろここは昨年度やったことの話ですので、後で事務局と調整して修正したいと思います。

ということで、皆様からご意見なりご質問があればお願いいたします。

【委員】

すいません。2点、意見が1つと、質問が1つあります。

意見は、すごく細かいことなんですけれども、82の①の「地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）」のところで、省エネルギー機器の設置助成において、補助件数の見直しなど柔軟に対応したというふうに書かれているんですけども、補助件数の見直しという表記だと増やしたのか減らしたのか分からないので、事務局では増やしたとおっしゃったので、

増やした、あるいは25から40というのを入れてはどうかという意見です。

それと、もう一つ質問なんですけれども、82の②のほうの中小事業者省エネルギー対策支援の実施件数が10件ということなんですけれども、こちらは内部評価のところ、取組方針のところ、省エネルギー診断受診など、優良な取組事例を環境にやさしい事業者表彰で表彰することでモチベーションの向上につなげていきますとあるんですけれども、このエネルギー対策支援の10件というのは、この環境にやさしい事業者表彰をされたという理解でよろしいのでしょうか。

【会長】

今、1つ目の補助件数の見直しが増えたのか、減ったのか。増えたのですけれども、それは分かるように修正したいと思います。

それと、事務局でわかりますか。環境にやさしい事業者表彰というのと、今のその中小事業者省エネルギー対策支援。

【事務局】

事務局でございます。

おそらく別のものかと思いますが、確認してメールのほうで皆様に連絡させていただきます。

【委員】

取組方針で、やさしい事業者表彰で表彰することでモチベーションの向上にと書いてあるので、これができているのか、できていないのか、気になりました。

あと、すいません。個人的に、第1部会の内容ですけれども、短い文章の中でとても言いたいことがすごく伝わってよかったと思います。私の個人的には、82の③のその他の意見のところ、カーボン・オフセットを広い意味で捉えれば、「新宿の森」の整備だけでなく、新宿区内の「7つの都市の森」、保護樹木、屋上緑化、街路樹などの整備を含めてという、この意見とても個人的にはすごくすばらしい意見だなと思いました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【第2部会長】

全般的にはご評価、私としてはあのおりですよろしいのではないかと思います。

文言についてになりますが、7ページ、今後の取組の方向性に対する意見のところ、2段落目の2行目、前から続いていますので、1行目終わりのほう、遠隔授業、タブレット端末配付などに可能となったというふうになっていますが、ここについては「などによって」ということになるのかどうか、もう一度チェックしていただければという点だけです。

【会長】

ありがとうございます。

では、今いただいたご意見、あるいは先ほど私が申し上げた修正を含めて、事務局と調整したいと思います。ありがとうございます。

では、第2部会、お願いいたします。

【事務局】

それでは、第2部会のほうに移らせていただきます。

まず、第2部会の施策評価の対象ですが、総合計画の44ページをご覧ください。

個別施策Ⅰ-3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」です。

「めざすまちの姿・状態」といたしましては、障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちを目指します。さらに障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりを目指しますとなっています。

こちらの施策の方向性ですが、4つの柱がありまして、障害者の地域生活支援体制の推進、障害を理由とする差別の解消の推進、障害者グループホームの設置促進、障害者就労支援の促進があります。

個別施策を構成する事業としては、3の計画事業と30の経常事業で構成されております。

初めに、計画事業13「障害者グループホームの設置促進」についてでございます。

こちらは、外部評価取りまとめ（案）の12ページ、また内部評価実施結果報告の14ページを併せてご覧ください。

事業概要でございます。障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して施設整備費等の補助を行いまして、設置促進を図るというものです。

こちら事業の令和2年度の実績としては、公有地では、払方町国有地に民設民営方式でグループホームを整備するもので、事業公募及び事業者向け説明会のオンラインでの実施や清風園跡地の区有地に民設民営方式でグループホームを整備するというもので、事業者からの意見聴取を行いました。

また、民有地では、社会福祉法人等に対して、不動産情報の紹介や開設相談の助言を行いまして、内部評価は「計画どおり」となっております。

続きまして、外部評価です。

取りまとめ案の12ページをご覧ください。

まず、評価ですが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる住まいの整備は、障害者親子の高齢化が進む中で切実に求められており、今後ますますニーズは増加するものと思われる。そうした中で、払方町国有地及び区立高齢者いこいの家「清風園」跡地でのグループホーム整備計画については、区民ニーズを踏まえつつ、民間事業者の専門性を最大限生かせるような公募条件を整えるなどして、開設に向けた準備が進められている。一方、民有地においては、民間による障害者グループホーム整備計画の支援が実施されている。

このように事業が順調に進捗していることから、本事業の実施状況は「計画どおり」と評価する。

今後は、当事者の要望を的確に把握し、充実したサービスの提供を行っていくための環境を整備されることを期待すると評価をいただいております。

続きまして、今後の取組に対する方向性ですが、障害者の高齢化や親亡き後をも見据えたグループホームの増設は必要なことであり、引き続き積極的に取り組んでほしい。特に、民有地を活用したグループホームの整備については、今後も厳しい状況が続くと思われることから、区を介することなく民有地を確保し、グループホームを開設した法人等への支援の充実に期待する。

開設されたグループホームについては、適切な事業運営の確保に向けて、引き続き指導検査を行い、質の維持、向上に努めてほしいというご意見をいただいております。

また、その他意見・感想の部分ですが、障害者のグループホームに関して、その重要性をより多くの区民が理解できるようにする努力を今後も続けてほしい。グループホームのニーズは障害者だけでなく高齢者においても高いことから、今後、公有地の確保のめどがついた際には、払方町国有地のように、認知症高齢者グループホームとの複合施設も視野に入れて整備の検討が行われることを望むというご意見をいただいております。

続きまして、計画事業14番の「障害を理由とする差別の解消の推進」についてご説明させていただきます。

外部評価取りまとめ（案）の14ページと、内部評価実施結果報告の16ページを併せてご覧ください。

まず、内部評価でございますが、事業概要でございます。こちらの事業ですが、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた共生社会の実現に向けて、コミュニケーション支援ですとか啓発活動等を行うもので、令和2年度の実績といたしましては、差別解消のための相談、障害者差別解消支援地域協議会の開催、手話通訳等の派遣、タブレット端末等による遠隔手話サービスの提供や職員研修の実施等の事業を実施しました。

内部評価としては、「計画どおり」と評価しています。

こちらの事業の外部評価ですが、14ページをご覧ください。

評価としては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容の変更があった事業だが、障害者福祉施設共同バザールをはじめとする障害の理解促進のために実施されていたイベントの中止を余儀なくされたことは、とりわけ当事者にとって大変残念なことであったと思われる。

また、合理的配慮の提供を義務づけられている区職員向けの研修が中止されたが、従来の開催方式にこだわらず、オンライン、書面、メディアなどを活用して開催する方法もあったのではないかと捉えてほしい。

事業全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止にしたり、実施の規模や形態を変更せざるを得ない事業があったりしたものの、その影響をできるだけ最小限に抑えるための工夫がなされたことは高く評価できる。

また、バリアフリーマップのアクセス数が、前年度比224%と大きく伸びていることや、タブレット端末等による遠隔手話通訳等のサービスが開始されたこと等、障害を理由とした差別の解消に向けて着実に事業が実施されていることから、「計画どおり」と評価するとしていただいております。

また、今後の取組の方向性に対する意見ですが、今後、心のバリアフリーをどのように促進していくのか、より具体的に検討すべきではないか。例えば、区職員向けの研修で行われている障害者の講演を聴ける機会を一般区民も参加できるイベントや講演会等にも積極的に広げていくことで、より多くの区民が障害についての理解を深められるようにしていくことなどが考えられるのではないか。また、日常生活の中で、障害の有無にかかわらず区民が交流の機会を持てる場を一層充実させていくことも重要であると考えます。

また、令和2年度から開始したタブレット端末等による遠隔手話通訳等サービスやバリアフリーマップについては、利用者の目線に立ち、活用の充実化を図ってほしい。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、令和6年6月までには合理的配慮が努力義務であった事業者も義務化されることから、今後、事業者、一般区民を含め、広く障害の理解啓発を促進していただきたい。

障害者生活実態調査が示す、「差別と感じる取扱いを受けた経験がある」とする回答を重く受け止めるべきと考える。本事業が、そうした回答の背後にある差別経験の解消に確実につながっていく形で推進されていくことを望むというご意見をいただいております。

また、その他意見・感想ですが、子ども達が教育の一環で参加する障害の疑似体験やパラスポーツ体験などを今後も継続し、学校社会での差別の解消につもなげてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、計画事業の最後ですが、15番の「区立障害者福祉施設の機能の充実」についてです。

外部評価取りまとめ（案）の16ページと、内部評価実施結果報告の18ページを併せてご覧ください。

こちらの事業ですが、あゆみの家や福祉作業所の機能の充実を図り、障害の重度化や高度化への対応を行う事業です。

令和2年度の実績ですが、あゆみの家では、常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うなどの生活介護事業の定員拡充を行い、また重症心身障害者通所事業を実施しまして、受入れ体制の強化を図りました。

また、福祉作業所では、多機能事業所として、一般企業で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場を提供するため、就労継続支援B型事業に加え、生活介護事業を実施しました。

内部評価としては、「計画どおり」と評価しています。

続きまして、外部評価の結果をご覧ください。

まず、評価の部分です。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活介護事業の定員が拡充され、また、医療的ケアを必要とする方の受入れ体制の強化が図られたことから、「計画どおり」と評価する。

今後も、特別支援学校卒業生の生活介護事業所利用希望が増加傾向にあることから、進路対策等連絡会でニーズを把握する取組を引き続き行いながら、更なる定員拡充と質の向上が図られることを望むとしていただいております。

また、今後の取組の方向性に対する意見ですが、福祉作業所の多機能化については、引き続き、利用者にとっての効果や課題を検証しつつ慎重に進めていくとともに、新型コロナウイルス感染症への対策、対応を引き続き図りながら、必要な量の施設サービスを質の確保と併せて整備、充実していくことを期待する。

新宿生活実習所の建替えについては、生活介護事業のさらなる定員拡充を図ることで、区民ニーズに応えようとするものと理解するが、新施設開設までの移行期間における建て替えの影響を最小限にすることに留意しつつ、今後も着実に進めてもらいたいというご意見をいただいております。

また、その他意見・感想ですが、新型コロナウイルス感染症による感染リスクが広がるなかで、在宅支援の実施といった柔軟な対応がなされ、職員と施設利用者の双方に対する感染予防の措置が図られており、通常以上の困難を伴う感染予防対策に当たられた現場職員の皆様のご苦勞に敬意を表する。施設運営では、法定基準以上の職員を配置するなどして質の確保も図られていることは評価できる。

一方、指標については、この分野で区の姿勢を明確にする意味でも、現在の事業所数を定員とすることについても検討してもよいのではないかとご意見をいただいております。

以上が計画事業に関する評価です。

続きまして、個別施策を構成する経常事業のうち、外部評価意見を付した事業についてご説明させていただきます。

外部評価取りまとめ（案）の18ページと、内部評価実施結果の20ページを併せてご覧いただきたいと思います。

まず、90番の「障害者計画等の推進」についてです。

事業概要としては、障害福祉サービスに関係する機関等が連携を図り、また地域における障害者等への支援体制に関する課題検討などを行う障害者自立支援協議会を運営し、また、障害者の計画等の策定を行う事業です。

こちらの事業に対するご意見としては、障害者自立支援協議会では関係機関等が情報を共有し、課題を検討しており、引き続き関係機関等と連携を図りながら、障害当事者の声や意見も十分踏まえ運営されること、また、外部に対して活動内容の周知を図ることを期待するというご意見をいただいております。

続きまして、91番の「障害者自立支援ネットワーク」についてです。

事業概要としては、障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行い、また、身体障害者、知的障害者、家族からの相談に応じて必要な援助を行う事業です。

こちらに対するご意見としては、障害者自立支援協議会との関係では、障害者自立支援ネットワークとの間で、いっそう有機的で実効的な連携が図られるように引き続き取り組んでほしいというものをいただいております。

続きまして、93番「障害児タイムケア事業」についてです。

事業概要ですが、小・中・高校生の障害児等に対して、放課後や夏休み等の居場所を提供する事業で、事業を実施する社会福祉法人に対して運営経費の一部を助成する事業です。

こちらに対するご意見としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある中、例年通り小中高生に対して放課後や夏休みなどの居場所を提供できたことは評価できる。今後も、利用状況、特にサービスの需要動向を見極め、質の確保を図りながら着実に事業を進めてほしいというものをいただいております。

続きまして、内部評価実施結果報告の23ページ、99番「障害者支援施設への短期入所措置等」です。

事業概要ですが、虐待を受けた障害者の生命の安全を確保するため、養護者等から分離し、一時的に保護することが必要な場合には、障害者支援施設への短期入所等の措置を行う事業で、こちらに対する外部評価意見としては、本事業は、養護者による虐待を受けた障害者を一時的に保護することによって、生命の安心を守ることを目的としているが、養護者による虐待は家庭内であり、潜在化し発見しづらい傾向があると思われることから、措置に至るケース発見については、関係機関等との緊密な連携が図られることを望むというご意見をいただいております。

続きまして、内部評価結果報告の24ページをご覧ください。100番の「障害者地域生活支援事業」です。

事業概要ですが、障害者等に対し、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、巡回入浴サービス事業等を行う事業で、こちらに対する外部評価意見としては、在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症になった場合、要介護障害者が緊急一時的に利用できる宿泊施設を確保している点は、当事者や家族にとっても安心材料になり、高く評価できるため、今後も継続して実施することを望むというご意見をいただいております。

続きまして、101番「福祉手当等の支給」です。

事業概要ですが、障害がある方や難病患者の方に心身障害者福祉手当を支給するもので、原爆被災者への見舞金や、国や都の制度として、特別障害者手当、障害者福祉手当、重度障害者手当等を支給するという事業です。

外部評価の意見としては、国や都では実施していない新宿区独自の制度として、手当の支給を拡充したものであり、取組として評価できるため、今後も継続して実施することを望むというご意見をいただいております。

続きまして、経常事業102番「心身障害者への助成」にです。

内部評価実施結果の25ページをご覧ください。

事業概要ですが、障害者の方に対して、歯科診療、リフトタクシーの運行委託、タクシー利用料、自動車燃料費、自動車運転教習費等の助成を行っている事業です。

外部評価のご意見としては、タクシー券については、利用者ニーズを踏まえ、500円単位から100円単位の券を増やしたことなど、柔軟できめ細かな対応は評価できる。今後も、こうした取組を進めてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、少し飛びまして107番、内部評価実施結果の26ページ、107番「視覚・聴覚障害者支援事業」です。

事業概要ですが、視覚・聴覚に障害のある方を対象に、情報提供や代読・代筆等のサービスを行い、障害のある方同士の交流を図る事業と場を提供するものです。

外部評価のご意見としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、障害当事者が孤立を感じる場面が多いと伺っている。こうした孤立感を感じずに生活できるようにするための支援の工夫が今後も重ねられていくことを期待するというご意見をいただいております。

続きまして、内部評価実施結果の28ページ、110番「あゆみの家の管理運営」です。

事業概要ですが、心身に障害のある区民やその家族の福祉向上を図るため、生活介護事業、短期入所・日中ショートステイ事業等や、生活介護利用者に対する給食・送迎サービスを実施するあゆみの家の管理運営を行う事業です。

外部評価のご意見としては、心身に障害のある区民やその家族の福祉向上を図るための取組が充実しており、高く評価できる。今後もICTを活用し、事業を充実させていくことを期待するというご意見をいただいております。

続きまして、112番の「障害者就労支援推進」です。

事業概要ですが、障害者の就労機会の拡大を図るため、区内障害者就労支援施設への委託により「新宿区障害者による地域緑化推進事業」を実施しています。

外部評価のご意見としては、新宿中央公園や高田馬場の花壇等、公衆の緑化をすることは、障害者の就労機会を拡充するだけでなく地域に貢献しており、障害者理解への推進にも繋がる事業であり、高く評価できる。今後も引き続き行ってほしいというご意見をいただいております。

続きまして、113番「障害者ヘルプカード等の作成」です。

事業概要ですが、緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うため、ヘルプカードを作成し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等に配布する事業です。

外部評価のご意見としては、緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うためには、ヘルプカード作成が重要である。しかしながら、ヘルプカードの認識度が低いので、今後も効果的な普及啓発活動に取り組むことを望むというご意見をいただいております。

続きまして、経常事業の最後で、内部評価実施結果の30ページをご覧ください。

116番「新宿生活実習所の管理運営」です。

事業概要ですが、知的障害者の社会参加や社会生活能力の向上を図ることを目的として、生活支援や自立に向けて援助を行う新宿生活実習所の管理運営を行う事業です。

外部評価意見としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、重度の障害を持つ方々がマスク着用が困難な中、消毒の徹底と密にならない取組等をしながらニーズに応じた運用をしている点は評価できる。今後もこのような取組を続けてほしいということでご意見をいただいております。

計画事業、経常事業の説明は以上です。

【会長】

今、計画事業と経常事業部分までですが、ご質問、ご意見もしあればお願いいたします。

【第2部会長】

では、第2部会として、ポイントのみ簡単にお話をさせていただきます。

施策のところがございますが、第2部会でこの評価（案）まとめましたが、その際、各事業が着実に実施されているということから、全てについて「計画どおり」という評価に外部評価もなりました。ただ、休止等がございましたので、その部分については見直し、検討の余地があったのではないかとといった課題の指摘ということを行っております。

それから、施策としては「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」というふうのうちたっておりますが、全体的に見ますと、物理、ハード面での障害者差別解消等の取組というのがやはりメインになっているように部会としても考えましたので、それに対しては、要望としては、いわゆる心のバリアフリーと言われるような部分というところもしっかり留意して今後この事業を進めていただきたいというようなことを今後の方向性としてお示しし、具体的に委員から挙がりましたので、区民がお互いに支援し合う関係づくりというところが具体的にできるように、例えば講演会に当事者の方のお話を聞くような機会を一般区民の中でも広げていく取組をするとか、もろもろそういった交流の機会というのを積極的に増やしていくというような工夫が今後の方向性としてあり得るのではないかとといったことをこの中に盛り込みました。

もう一個、課題としては、成果指標について、やや具体性に欠けたり、あるいは区としての取組の方向性が必ずしも読み取れないような、このように見えるものがありましたので、その点については改善の余地があるのではないかとというふうな形で、やはり評価のところを盛り込んだ。そういったものが部会としてご提案した中身に含まれているところの主立ったところだったというふうに私のほうでは承知しております。

ほかに委員の皆様、もしありましたら報告お願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

今、施策評価をご説明いただいて、事務局からの説明が計画事業と経常事業まででしたので、計画事業、経常事業のところでご質問、ご意見ありますでしょうか。

【委員】

質問ですけれども、計画事業15の「区立障害者福祉施設の機能の充実」で、内部評価のほうの18ページです。

あゆみの家の受入れ体制の強化を図りましたということで、定員55名、10名増と書いてあるので、もともと45名が55名に増えたのかなと思うんですけども、この増やすことができた要因というのは、例えばケアするスタッフの方を増やしたとか、何かその理由が分かれば教えてくださいたいと思います。

【第2部会長】

これにつきましては、当然基準があるということになるはずですので、最低基準はしっかり

少なくとも満たした上で定員のところを拡大したということになりますので、部会でそこまで踏み込んで評価の対象とはいたしませんでしたが、少なくとも法定の最低基準を満たす形で、その上で定員を拡充した。なので、場合によってはスペース、それからスタッフの方の同意が図られたものということ为前提に評価いたしましたけれども、今のご指摘のところについては、場合によっては少し事務局のほうでご確認いただいてということにもなろうかと思えますけれども、部会で評価するときには今言ったような認識でこちらについては評価いたしました。

【委員】

ありがとうございます。あゆみの家が、実は近くの施設なので、気になったというか、そんなにスペースを増やすということはないと思うので、10名増えたというのは非常に大きな数字だと思うんですけども、ただ新宿区内全体としてとても増えたという感じなのか、まだまだ足りないという感じなのか、あるいは増やすということが非常に困難なのか、あるいはまた来年も増やせるようなことなのか、気になりましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょう。

【第3部会長】

第3部会のところとも関係するのではないのかということで質問させていただきたいんですけども、例えばということなんですけれども、内部評価の30ページあたりには、115の事業で「障害者福祉センターの管理運営」というものがありまして、その管理運営は指定管理者に任せているということでございます。

また、28ページのほうの「あゆみの家の管理運営」についても、指定管理者が行っているということなんですけれども、その指定管理者が行う事業について、どんな観点から評価をしたのかということをお聞きしたいと思ったところなんです。

とりあえずそれで目についたのが、110のあゆみの家と115の障害者福祉センターなんですけれども、予算の執行状況を見ますと、28ページのあゆみの家のほうでは執行率95.6%、それから115番の障害者福祉センターのほうは90.8%ということで、執行率高いということは分かるので、適切だろうということは私もそのように感じたわけなんですけれども、でも、115のほうで見えますと、就労継続支援のB型ですとか、その利用人員が何人かというようなことがあって、それぞれがあって、それを精算みたいな形でやっていると100%ではなくて、それを割るということもあるのかなとは思いますが、一方、指定管理者に予算現額全て渡してしまっただけというやり方もあるかと思うので、どんな形でその執行というのを見ているんだろうかということが分かればなと思ったんですけども、知っていればお伺いいたします。

【第2部会長】

会長、よろしいでしょうか。

ご質問ありがとうございます。

第2部会では、こちらについては、今年度視察というのは残念ながらできませんでした。た

だ、こちらからお願いを差し上げて、担当課の方に各施設についての実際にどのような活動が行われているのかについてかなり詳細に、ヒアリングのときに冒頭でそれぞれについてパンフレットなども拝見しながらご説明いただき、部会としてその様子を質問を交えて伺うという時間を冒頭の部分でまず視察に代わるものとして本年度時間設けました。

その中で、今先生がお尋ねのようなややもうマクロ的な観点からの運営状況の評価というよりは、それのところは前提にした上で、実際に個別のサービス、施設なりにおいてどのようなサービスが行われていて、利用者の方々がそれをどう感じられているのかというところを質疑等、それからここでデータとして、数値として出てくるようなデータと統合しまして、利用者の間でも必要とされているニーズが提供されており、提供側についてもニーズを踏まえていわゆるミクロレベルで工夫を重ねながら対応を図られているというところを、そういったことはできているかという視点から、主として今回は評価いたしました。

ただ、先生ご指摘の指定管理者等でそこを客観的に数値として見たときにどうなのかという視点は、実はこの第2部会においても委員の中でご指摘いただいた方はありましたので、こちらについてはヒアリングの後に担当課を通じて、その各施設の運営状況等についてのどういふふう把握しているのか、どのように公開されているのか、あるいはどの範囲まで公開されているのかについて確認をし、その情報を部会内で共有し、そのチェック体制ができている。今後は、確かに外部公開、外部に対してはより周知を図ってもらいたいというような意見を盛り込む形で、そこについては指定管理者についても部会としての意見に盛り込むという形で今回の評価をまとめたというふうに認識しております。

私どもの記憶をたどりながら話しているところございましたので、もし委員のほうで、第2部会の委員の方々に補足ありましたらお願いいたします。

【委員】

発言しても大丈夫でしょうか。

先ほどの話なんですけれども、福祉施設の各施設が皆さんに知っておいていただきたいのが、やはりコロナ対策というのを完全にきちんとされている点ですとか、PCR検査を毎週のように行っている点ですとか、ワクチン接種をなるべくするようにしているという点において、クラスターにならないように安全に運営しているという点は非常に評価できる点だと思いますし、コロナ感染者がすごく多かったにもかかわらず、本当にクラスターになっていないという点にはすごく評価をすべき点だと思っておりますし、あゆみの家に関しましても、こちらSNSとかホームページ、フェイスブックなどにも情報が載っておりますので、見ていただければと思うんですけれども、本当にICTの活用をしながら非常に充実した運営をされておられて、それこそご利用なさっている区民ですとか、あとご家族の方々も非常にこの運営に関しては満足されているのかなと思うようなヒアリングの話を伺いましたので、その点も含めて評価をしていただければと思っております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

指定管理者というのは本当に毎年この会で議論になるというか、指定管理者がやっていること自体を評価するのかどうかというのは難しく、その指定管理者の事業評価をされて、これとは別に見て、次また新規で募集するとかということになってローリングをしていますけれども、この委員会、外部評価委員会は、指定管理でやっている施設運営についてどこまで入り込むのかというのはご意見お願いいたします。また来年に向けての話もありますので。

【第2部会長】

この点については、次年度以降は、次週の会合のときにそういったことも議題になるというふうに承知しておりましたので、私のほうでそういった点をまとめなくてはいけないというふうに思いますが、おっしゃるように、やはり指定管理等の場合については情報公開とか違うところもあったりするようでして、そこのところは実は第2部会でももう少し実はデータのにも見たいところはあって、半分は安心しながらも、半分はもう少し踏み込んで見たいなところは委員の皆さんのほうでもあったのではないかとこのように私のほうでは承知しております。

【第3部会長】

1つだけ付け加えさせていただきますと、要は指定管理者の場合には、予算の取れたものを全部渡すのではないのかというふうに私は感じていたわけなんですね。それが95%にしても5%分減額されているわけでありますので、何を基準に削ったんだろうかと、こういう観点から検討していただけるとありがたいなということをつけ加えさせていただきたいと思います。

【会長】

これは、区の人件費も含んでいるからということではないんですか。

【第3部会長】

指定管理料だけなのかどうなのか。

【会長】

指定管理料がどうだったかですね。

【第3部会長】

ええ。ほかのものが入っているのであれば、そんなような増減もあるのかなと思うし、事業を対象にすれば、事業を行ったから全額であって、それが何らかの事由でできなければ減額というもあり得るかと思うんですけども、多分それは指定管理者の選定の際に問題にするところであって、ここでは多分全額指定管理料として支出するのかなと思っているところが減額されているので、なぜだろうといったところが知りたいなということでございます。

【会長】

もし何か来週のお分りになれば、事務局のほうで用意していただければと思いますが。

【事務局】

基本的には、指定管理料が大部分と思いますが、指定管理者に対して指定管理料を払う場合は、年何回かに分けて前金払いか概算払いということで全額お渡しし、終了しましたら、概算払いについては年度末で精算します。指定管理者によっては、前金払いということで、精算なしで渡しているようなところもございますので、ケースによって変わってくるものと考えております。

【第3部会長】

この議論をやり出すとなると、いろいろと深いところもあるかと思う。ただ、福祉関係の施設ですと、指定管理料について、指定管理者の趣旨はこの金額でということ区のほうは支出をして、受けた指定管理者のほうではなるべく減額査定何なりしてもうけを出してもいいという制度になっていますので、多分そういう制度は制度として、ただ障害施設等の場合にはもうけといったものは多分出ないんだろうなというふうには感じているところなんです。

第3部会の話まだしていないので、分かりにくいと思いますがけれども、第3部会の場合には、その施設が管理運営によって自主企画をしまして、来館者がたくさん来ればそこで利益が出るというつくりになるのだと思うんですね。利益が出たから、節約したからその分返せというのでは節約するインセンティブがなくなってしまいますので、どうなんだろうな。この辺、また第3部会の話をしたときに少し比較をしていただければ分かりやすくなるのではないのかというふうに思っております。

【会長】

どうぞ。

【委員】

指定管理の何か内容に踏み込んだところまで外部評価がするかどうかということは、さっき先生たちがおっしゃったように悩ましいところではあるとは思いますが、私は、指定管理が何をどうしているかということまで踏み込んだ評価を外部評価委員の私たちに求めるのは厳しいというふうに感じております。

それと、今課題になっているその指定管理になっているのは全て経常事業ですね。外部評価においては、経常事業は気になったところに意見を述べてくださいというような評価の仕方を求められているのではないのでしょうか。だとすれば、ある意味、委員個々の判断によりますけれども、外部評価をするにあたって、必ずしも指定管理のことに踏み込んだ評価はしない可能性があるというふうに思っておりますので、個々の指定管理のことに問われても何か私は個人的にお答えできないなというふうに感じております。

【会長】

ありがとうございます。

私も個人的な意見は同様でして、第1部会のほうに戻ると指定管理が1件あるんですけども、これはほとんど中身をスルーしたという感じではあるんです。

時間が厳しいので、今の第2部会の施策評価のほうですね。先ほどポイントを先生からもご

説明いただきましたけれども、じゃまず事務局のほうからお願いします。

【事務局】

ご説明させていただきます。

個別施策 I-3 「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」です。外部評価取りまとめ（案）の10ページ、内部評価実施結果の12ページです。

内部評価につきましては、「おおむね順調に進んでいる」と評価しているもので、取組の方向性については、こちら記載のいます。また、先ほど先生のほうから施策評価についてのポイントとなる部分をご説明いただきましたので、外部評価チェックシートについての説明については割愛させていただきます。

【会長】

では、この外部評価の10ページ、11ページのところです。

私から感想というかあれですが、やっぱり指標は相当難しいですね、これ。意見がすごくいっぱい書いてある。お書きになっていることはそのとおりだと思って、これも外部評価委員会でその指標の設定についてはしばしば議論になることで、本当に意味がある、何か全体を表現し得ているのだろうかということ、やっぱりいろいろ創意工夫をしてほしいなということだと、それは私の感想で、そのとおりだと思ったという。

皆様からどうでしょう。10ページ、11ページについて、ご質問、ご意見があればお願いします。

もう一つ、環境の整備が物理面に偏らないようにするというのが、いささか分かりづらい面があるかなと思って読んでいました。ここはいかがでしょう。もう少し何か言葉を足したほうがいいのではないかと思っているんですが。

【第2部会長】

ご指摘のとおりと思います。ここで、ハード面、物理的というのは、ある意味ソフトもあるかもしれませんが、バリアフリーマップとかの活用とか、あるいはコミュニケーションツール等の普及を図ることを通じて障害者の参加しやすい社会づくりをしていくというようなことが、事業の内容としては強調されているところがございますので、そういったものを念頭に置きながら、その重要性は十分認識した上で、これを使って区民が構成する社会における障害者の生活のしやすさというところにつなげていただきたいということでしたので、そのあたりもう少し文言としての伝わるように少し工夫をしたいと思いますので、部会のほうでも、私のほうでも考えていまして、そのようにしたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

皆さんからいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、そんなことでもって、若干整理のところがあるということです。

どうしましょう、第3部会。あと20分でできますか。

【事務局】

事務局でございます。

次回がありますので、第3部会の部分については来週木曜日の28日にさせていただきたいと思っております。併せて、委員の皆さまには、ペーパーでは出していただきましたが、今回は今年度の評価に当たっての感じたことを皆様に一言ずつ言っていただくことを予定しております。外部評価の報告書の中の「今後に向けて」で取り上げさせていただきたいと考えております。

また、次回ですが、来年度取り組んでいただく施策について、皆様からアンケートでご提出いただいております。それらをもとに、事務局で施策の本数ですとか、ボリューム感等を勘案して、それぞれの部会で、来年度の施策についてご提案をさせていただきます。それらを見ていただき、ご意見を踏まえ、年度末の3月に全体会を開催する予定ですので、最終的に来年度評価していただくものを決定するという形で進めさせていただければと思います。

次回、第3部会の部分がないと、比較的早く終わってしまう可能性もありますので、本日はこれで終了とさせていただきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。

では、第3部会などが次週ということで、ぜひ宿題としてお読みいただき、ご自宅で読んでいただくということをお願いしたいと思っておりますが、それに当たり、この22ページから第3部会の内容ですが、これは内部評価のところでは何ページに対応しているかだけお知らせいただけますか。

【事務局】

事務局でございます。

第3部会の部分でございますけれども、内部評価でいきますと、45ページから60ページまでです。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上として、事務連絡があればお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

次回の全体会は、10月28日の午後4時からで、来週の木曜日です。場所は本日と同じ第3委員会室です。

来月は、既にご回答いただいている方もいらっしゃいますが、11月22日月曜日午後1時15分から、外部評価実施結果の区長報告を予定しております。まだ出欠のご回答をいただけない方については、10月28日までで構いませんので、出欠のご連絡を事務局までお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

では、本日の会議はこれで終了といたします。

どうもありがとうございました。

<閉会>